

熊本市暴力団排除条例施行規則

平成24年2月10日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団密接関係者に係る規則で定める使用人)

第2条 条例第2条第3号ア及びイに規定する規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

(1) 雇用関係において労務に服する者（単にその外形を有するのみである者を含む。）であつて、条例第2条第3号アに規定する法人又は同号イに規定する個人の業務又は事業の一部又は全部を執行する権限を有すると認められるもの（役員を除く。）

(2) 前号に掲げる者の権限を代行し得ると認められる者

(暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるもの)

第3条 条例第2条第3号ウに規定する暴力団員がその事業活動を支配する者として規則で定めるものは、暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼすと認められる者とする。

(誓約書提出の例外)

第4条 条例第11条第5項ただし書に規定するその他規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 契約の当事者間において、市が発注する1件の建設工事に係る基本契約又は基本契約約款（建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項第4号から第14号までに掲げる事項をその内容とするものをいう。以下同じ。）の締結又は同意に基づき具体的な契約（同項第1号から第3号までに掲げる事項をその内容とするものをいう。以下同じ。）を締結する場合であつて、次に掲げるとき。

ア 基本契約又は基本契約約款の締結又は同意に際し誓約書を提出しているとき。

イ 具体的な契約の締結に際し誓約書を提出しているとき。

(2) 契約の当事者間において、市が発注する 1 件の建設工事に係る契約の締結に際し誓約書を提出している場合であって、当該契約の内容を変更するための契約を締結するとき。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。